

## たこつぼ漁業

番号	制限措置(規則第11条関係)							申請期間
	漁業種類	許可等をすべき漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
11-1-1	たこつぼ漁業	定めなし	定めなし	定めなし	国東市国見町と同市国東町の境界点から63度(磁針方位)の線と国東市と杵築市の境界点から115度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。	1月1日から 12月31日まで	国東市(国見町を除く。)に住所を有する者	周年
11-1-2	たこつぼ漁業	定めなし	定めなし	定めなし	豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線と杵築市美濃崎から90度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。	1月1日から 12月31日まで	国東市国見町又は東国東郡姫島村に住所を有する者	周年
11-1-3	たこつぼ漁業	定めなし	定めなし	定めなし	杵築市美濃崎と大分市1号埋立地北東端角とを結んだ直線以西の海域。ただし、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除く。	1月1日から 12月31日まで	杵築市(山香町及び大田を除く。)、速見郡日出町又は別府市に住所を有する者	周年
11-1-4	たこつぼ漁業	定めなし	定めなし	定めなし	次のイ、ロ、ハ、ニ及びホの各点を順次に結んだ直線以内の海域。ただし、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除く。 イ 大分市踊鼻 ロ 踊鼻から355度(磁針方位)2,800メートルの点 ハ 踊鼻から15度(磁針方位)10,500メートルの点 ニ 北緯33度18.8417分・東経131度41.0533分(旧別府湾第3号灯浮標)の点 ホ 大分市1号埋立地北東端角	1月1日から 12月31日まで	大分市大字馬場、大字本神崎、大字大平、大字志生木、大字木佐上、大字佐賀関、大字白木又は大字一尺屋に住所を有する者	周年
11-1-5	たこつぼ漁業	定めなし	定めなし	定めなし	杵築市美濃崎から90度(磁針方位)の線と美濃崎と大分市関崎とを結んだ直線との間の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。	1月1日から 12月31日まで	大分市(大字佐賀関、大字白木及び大字一尺屋に限る。)、臼杵市(野津町を除く。)、又は津久見市(大字保戸島を除く。)に住所を有する者	周年
11-1-6	たこつぼ漁業	定めなし	定めなし	定めなし	杵築市美濃崎と大分市1号埋立地北東端角とを結んだ直線以西の海域及び共第20号の共同漁業権の漁場区域内。ただし、共第15号、共第16号、共第17号及び共第18号の共同漁業権の漁場区域並びに臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除く。	1月1日から 12月31日まで	大分市(旧大分郡野津原町及び旧北谷部郡佐賀関町の区域を除く。)に住所を有する者	周年

### 備考

- 1 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。
- 2 申請期間の欄の「周年」とは、公示の日から4に定める許可の有効期間中に随時申請を受け付ける場合をいう。
- 3 この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。
- 4 この告示に係る許可の有効期間は、令和5年7月1日から令和10年6月30日までとする。